令和８年 10 月

令和８年度　新潟県立村上高等学校　部活動に係る活動方針

1　目標

（1）本校の教育理念である「文武両道」のもと、授業をはじめとした学習活動のみならず、部活動を通じて技術や人間性を磨き、仲間と共に切磋琢磨し、「質実剛健」「堅忍不抜」の精神を養う。

（2）伝統ある本校の魅力を、部活動を通じて校外に発信し、家庭や地域との連携を深めることで、地域の活性化に貢献する。

（3）技術の向上にとどまらず、他者への思いやりや感謝の気持ち、挨拶をはじめとした礼儀など、将来社会で活躍するための資質の向上を図る。

（4）部活動を通じて主体的に活動し、スポーツや文化の楽しさ、喜びを深く味わうことで、生涯にわたり豊かな生活を営む態度を育てる。

（5）教員が心身の健康を保ちつつ、質の高い指導を提供できる環境を整えるため、部活動の効率的かつ持続可能な在り方について必要な見直しや改善を進め、適切に運営する。

2　本年度の部活動

（1）本年度設置する部活動について

①設置する部活動については、「部活動の廃部規程」に基づき毎年見直しを行い、職員数等に応じた運営を行う。

②本年度設置する部活動は以下のとおりとする。

陸上競技、バレーボール、バスケットボール（男）、ソフトテニス、卓球、バドミントン、サッカー（男）、剣道、ダンス、弓道、野球（男）、ラグビー（男）、吹奏楽、美術、漫画研究、理科、茶道、華道

（2）活動時間及び日数について

①　活動時間〈学期中〉　　平日　２時間程度　週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）

〈長期休業中〉平日・週休日等　３時間程度（練習試合や大会等を除く）

・学期中の平日における部活動は、原則として午後６時までに終了するものとする。ただし、活動内容や状況により延長が必要な場合は、事前に校長へ相談するものとする。

②　休養日

・原則として、**休養日は週２日以上（平日１日以上、週休日等１日以上）**とし、**年間 100 日以上（うち週休日等に 50 日以上）**とする。ただし、大会等の都合により、各部活動で休養日が異なるため、詳細は「年間活動計画」によること。

・平日の休養日の変更は、その週の他の日に振り替えるものとする。週休日の休養日の変更は、当該月を含め３か月以内に他の日に振り替えるものとする。

・大会等の都合により多く活動する月においても、各月の週休日のうち少なくとも２日～３日は休養日とする。

・大会等の都合により土曜日と日曜日で連続して活動した場合には、その週（当該の日曜日から始まる週）の平日のうち、少なくとも１日～２日を休養日とする。

③　その他

・考査前１週間および考査期間中（最終日を除く）は、原則として部活動を行わない。

・学校閉庁日は、原則として部活動を行わない。

・月の時間外勤務時間が 80 時間を超えた職員は、翌月の週休日等における部活動指導を行わない。

・上記各項目について、事前に校長に相談し、承認を得た場合は、この限りではない。

（3）大会参加について

部活動として参加する大会は、県高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援する大会とする。その他の大会は、校長が許可した場合に限り参加を認める。

3　部活動指導について

（1）不適切な指導根絶宣言について

「新潟県立村上高等学校　部活動における体罰・暴言・ハラスメント等の不適切な指導根絶宣言」に基づき、指導者は、体罰・暴言・スクールセクシャルハラスメント等のない指導に徹する。

（2）保護者の理解と協力について

部活動の運営には保護者の協力が必要不可欠であるため、活動方針や計画を明確にし、保護者に共有する（前年度実績および当該年度計画をＨＰに掲載する）。